

ドラッグコスモス高松レインボー店 (No.1325)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月7日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和6年10月17日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス高松レインボー店
高松市多肥下町1523番15 外
- 3 法第8条第2項の規定により住民等から提出があった意見の概要
(意見の内容)
 - ・店舗敷地は角地であり、駐車場の出入口(2か所)の運用が左折進入・左折出庫となっているところ、現実には右折進入・右折出庫する車両が予想され、車両の出入りが危険であることから、ガードマンの配置等、十分に配慮していただきたい。
 - ・店舗の東側に民家が隣接しているため、駐車場での徐行や速やかな荷さばき等、騒音には十分に配慮していただきたい。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和7年3月7日から令和7年4月7日まで